

Title	有田喜十郎著 『倉荷証券法の実証的研究』
Sub Title	Kijūrō Arita : Practical study on the law of warehouse certificates
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.10 (1962. 10) ,p.85- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

する所説の要旨である。

由来、ドイツの精神文化の伝統のうちには、われわれはしばしば「Deutscher Geist」とか、「Innerlichkeit」とかいうすぐれてドイツ的特質を漂わす言葉に遭遇する。文学、歴史、哲学、その他いかなる方面においてもこれらの言葉のもつニュアンスは同じ響きを以てわれわれに「ドイツ的なるもの」を感得せしめるようである。然らば、それらの言葉はいかなるものを指向しているのであろうか。軽々には論ぜられぬ問題ではあろうが、われわれはそれらの言葉から、心情がこまやかで奥行の深いこと、世俗的でない純粹に精神的な問題に没頭すること、自然に対して敬虔な態度を持つること、というような具体的な心的態度を想像するのである。これらの心的態度を具体的内容とする「Geist」又は「Innerlichkeit」という觀念は、ドイツの社会科学の伝統のうちにも広く支配してきたといえよう。ドイツ国家学の発生において、この学問領域を支配したのは主としてカント主義的思考であり、この伝統がカルロ・シュミット教授の政治学、政治思想史観のうちにも明瞭な刻印を施していると考えられる。「政治的なるもの」の世界において、伝統的、恒常的なヨーロッパの「Geist」が、その指導性を持続すべきであるという命題は、シュミット教授に限らず、ドイツ精神科学界の変らぬ方向のようである。政治的世界に内在する力の作用を、精神によつて

紹介と批評

コントロールするところに「政治と精神」の真実の在り方があると  
するシュミット教授の発想には、所謂、ドイツ的思考に特有な  
「Innerlichkeit」が深く影響を与えていると考えられよう。

(多田真鍔)

有田喜十郎著

## 『倉荷証券法の実証的研究』

現代の取引社会に於ける倉庫営業の持つ重要性は今更いうまでもないことである。然るに、倉庫営業に関する法制の研究は、ほとんど未開拓のままであるといつても、決していい過ぎではない。先に(昭和二十六年)、三菱倉庫株式会社の大住達雄博士によつて、「倉庫」が上梓され、学界に多大の貢献を為したが、倉庫営業に関する法理を樹立するためには、法律的識見とともに、現代経済社会に於ける倉庫営業の実体・その特性の正確な把握が要請される。その点大住博士の労作が学界の歓迎を受けたのは、決して、単に最近倉庫法に関する書物がなかつたということだけからではなかつたのである。

このたび公刊された、「倉荷証券法の実証的研究」の著者、有田喜十郎氏は、多年株式会社住友倉庫に勤務され、現在同社調査室長の要職にあり、かたわら京都大学商法研究会に参加して居られる。寄託法・商行為法・有価証券法及び倉庫業法等の交錯する、未開拓にして困難な、表題の分野の研究者として、まことに人を得たものというべきであろう。

商法商行為編中には、倉庫営業に関して僅かに卅条余の規定しか含んでいないが、実際に倉庫営業行為を継続して行くにあつては、法律的に非常に多くの困難な問題が生起することが考えられる。それらの問題を妥当に解決すべき法理・法則を素めんがためには、ひとつには実証的研究に俟たざるを得ない。

ただ、法律学の方法としての実証的研究とは、法律の全体規範性からいつても、單純に現在の実務上の慣行の正当性を主張することではあり得ない。その点著者の態度は、序文中の次の如き記述に見られる如く、全く正鵠を得ている。即ち、

「倉荷証券法の学問的体系の組立てとその法則の系統付けとを図るためには、ただ現存する倉荷証券法の事実を記述するだけでは充分でなく、倉荷証券の法律上の性質・目的、經濟上の機能等を把握したうで、倉荷証券に関する法律規定の間に存する関連を明らかにし、商慣習法を發見して理論的に組立てなければならない。私は

その組立ての方法論として、私の倉庫業界での生活三十四年間に経験した日常実務で生起する多岐に亘る個々の具体的問題の解明という形式を通してその間に倉荷証券法の統一的理論を樹立するという方法を試みた。その思索に當つては、実務の欠点とされている個々の便宜に陥ることを警戒しながら、常に基礎理論を追求し、全体との理論的関連を失わないように心掛けた。」

右のような著者の考えからして、本書に於ける記述の特色は、一つの法律関係を探り上げるにあつて、寄託者と受寄者との間の債権関係はいうに及ばず、証券所持人に対する有価証券の関係、不法行為関係等にも絶えず眼が配られていることである。このことは、本書の法律学術書としての価値をより高いものにしていといえよう。

ただ、著者は一方では実務指導にもかなりな配慮を加えていることが読みとれるのであるが、そのためか、法律制度の基本的な説明を隨所に為して居り、中にはその説明が表面的過ぎて、なくもがなと思われるものもあるように思われる。

また、例えば、「倉荷証券を呈示して寄託物の返還請求があると、倉庫営業者には、倉庫寄託契約が解約されたことになり、寄託物引渡しの義務が生じる」(二九四頁、傍点評者)といったような記述の間違ひもあり、或いは倉荷証券の受戻証券性に關して、倉庫営業者

は証券と引換でなければ受寄物を返還してはならない義務があると  
する判例として東京控判昭和一二・五・一二を挙げ、その不当性を  
指摘している(二八八頁)が、右の判決は結局倉荷証券の受戻証券  
性については著者と同一立場に立つて倉庫業者に損害賠償を命じて  
いるのである(著者は、証券と引換でなしに寄託物を引渡すのは危険の  
問題であるとしているが、特定の寄託物について、二重の履行の危険と  
いうものはあり得ないし、また判決文中の「法律上の義務」という表現  
は問題であるとしても、判決は証券と引換なしに寄託物を引渡した倉庫  
業者には「少くとも過失」があり、それゆゑ損害賠償責任があるとす  
るのであつて、結果的には著者の考えと同じ立場に立つている)。

更に、本書一七八頁には、商法は単券制を採用し、同時に証券貨  
物内出契約制度を法制化すべきであると提唱し、次の如く述べられ  
てある。

「倉庫営業に関する法律は、倉庫業界にある事実・慣習・道徳を  
採用してこれを制度化し、立法化しなければならぬ。法律で経済  
制度を作ろうとする事は本末顛倒であつて、商法によつて複券制  
の商慣習を作ろうとしたのは錯誤であつたことを反省すべきであ  
る。」

然し、「法律で経済制度を作ろうとする事は本末顛倒」である  
ということは、その限りではもとより正しいとしても、本来法律は

経済制度を作ろうと意欲し得るものではあり得ないし、他面、取引  
法の理念がよき取引秩序の確立であるとすれば、法律が進歩的な一  
面を持つべきことも亦その本質的要請である。

著者は、本書に於て、倉荷証券のみによる単券制を採用すべきこ  
とを繰返し主張している。そして、株式会社住友倉庫に於ける倉庫  
証券発行高の統計を掲げ(四一一頁)、「私が主張する単券の倉荷  
証券だけの利用は、単なる抽象論ではなく、明治年代(一八六八—  
一九二二年)以来の複券と単券との利用状況を統計資料をもつて証  
明し、その正当性を理由付けた」(序文二頁)と述べているが、立  
法論として単券制を主張せんがためには、複券制が併存することの  
理念的な不当さを積極的に論証せねばならない。

なぜなら、一方には、理論上は複券制の方が単券制に優り、ただ  
現在複券制が死文化しているのは、現行法上の複券制が複雑・不便  
であるからに過ぎないとする見解があるのであり(大住前掲一〇六  
頁以下)、また、単券制に利点があるということだけでは、両制度  
を併存させ、当事者の意思により随意にいずれの制度をも採用し  
得る(商法六二七条)ものとしている現行法を批判したことにはなら  
ないからである。

著者の倉荷証券に対する基本的な考えは、1、証券の効力が原因  
関係に基礎を置くという意味での要因証券であること、2、証券は

寄託物を代表すること、3、裏書の効力として寄託者の債務（主として保管料債務）が承継されること、の三点に要約されると思う。

この立場から、倉荷証券の債権的効力・物権的効力、倉庫業者の留置権等に関して、著者独自の見解が展開される。

これらの点は、いずれも現在の商法学上の通説乃至は有力説となりニュアンスを異にするものであるが、著者は実務の経験に基く知識と法律に対する深い造詣に基く見識とを以て、するどく論証している。

もとより、問題はかなり深刻であつて、私は必ずしもすべてが納得し得たわけではない。例えば、倉荷証券は、倉庫業者が受寄物を倉庫に保管していることを認証し、且つこれを返還することを約束する証券であるが、証券の文言性を考えるときには、この倉荷証券の認証的効力と無関係ではあり得ない筈である。その点、本書には何等ふれるところがなかつた。

また、著者は「實際界について観るに、倉荷証券が有価証券として輾転流通するのは、証券の文言性に基づくよりも、発行者である倉庫業者の信用如何にかかつている。（中略）証券所持人は証券の文言性よりも証券記載の真实性を求める」（五四頁）と述べているが、信用のない倉庫業者の発行した倉荷証券に流通力がないとしても、それは法の関与する余地も必要もない事実上の問題であるに

過ぎず、法が関与すべき場合は、まさに、信用ある倉庫業者の発行した有価証券の記載に真実を求めたところの証券取得者の、その期待が裏切られた場合なのである。

以上、あえて二三の小見を述べたが、もとより理解力の乏しい一後学の疑問に過ぎないものであつて、本書の価値をいささかも減ずるものではないことはいうまでもない。未開拓の分野に、本書の如き指導的労作の現れたことを慶ぶとともに、著者に対し深甚の敬意を表させて戴きたいと思う。

以下に於て、本書の内容を簡単に紹介したい。

第一章 「倉荷証券法の法源、解釈及び立法」 本章に於て、商慣習法の事例として、著者は質入れた倉荷証券貨物に関する証券貨物内出契約により、証券を提出しないでする寄託物の一部出庫の制度、及び倉荷証券による寄託物の譲渡担保制度を挙げ（七頁）、商慣習の例として、(イ)倉庫寄託契約による受寄物には、倉庫業者が寄託者のために火災保険に付する慣習がある、(ロ)倉荷証券による寄託物の売買についての所有権は、倉荷証券の裏書・引渡の時に移転する慣習がある、(ハ)倉荷証券の裏書・引渡により、証券上の権利とともに、義務（倉庫料金支払義務）も移転するという商慣習がある、と述べている（八頁）。

第二章 「倉荷証券の発行」 本章に於ては、倉庫業法（昭和三十一年

法律(一一二号)による発券許可制の他、発券適格の問題として、或る種の寄託者・寄託物に関しては倉庫業者は証券発行を拒絶出来るかという問題をとりあげているが、寄託物について、不正な記載を求められた場合拒絶し得るのは発券適格の問題ではないし、また著者は、信用のない荷主及びある種の寄託物に関しては、実務上、寄託者と折衝して発行を断わるか、倉荷証券を発行しない条件で寄託を引受けることを勧めている(一七頁)が、拒絶した場合の効果に關する著者の見解はよく判らなかつた。

著者は更に、法定記載事項に「倉荷証券」たることを示す文字を加うべきことを立法論として提唱し、一、二の法定記載事項欠缺の場合にもその証券が倉荷証券であることを明らかにすることによつて解釈上、補充して、証券を有効とすべきものであるとしている(三二頁)。

**第三章 「倉荷証券の債権的効力」** 本章に於ては、倉荷証券の要因性を証券上に原因が記載されていることとする所謂原因記載説(周知の如く、竹田博士の論文が指導的なものであるが、本書としては学説索引の便宜を図る配慮があつた方がよかつたと思う)に對し、「商法第六〇二条の条文の意義が明確でないのに乘じ、物資の保管という公益的重大使命を遂行している倉庫業の重要性を没却し、ただ取引の動的安全のみを極端に重んじ、特定物の引渡しを内容とする

物品証券としての倉荷証券の本質を曲解したものである」として、現在超克されたかに見える原因實在説の「再生」を提唱している(四八頁以下)。その動機は、「従来の学説は、証券債務の要因性と証券責任を混同」して居り、原因記載説は「実は要因を不要因とするものであり」、一方、商法六〇二条の「寄託ニ關スル事項」を「寄託物そのものと寄託物自体に關係のないその他の寄託に關する事項」とに區別すべき理由は「何もない」のであつて、従来の原因實在説は証券的効力を認めるに際しての理論構成に矛盾があるとすることである。

そこで著者は、現実に倉荷証券の記載文言が問題になつた事例を挙げ(五〇頁以下)、「以上のような事実を基礎にして倉荷証券の債権的効力を検討した場合には、原因實在説を復興再生させて、倉荷証券を作つたときは、寄託に關する事項は倉庫業者と証券所持人との間では、倉荷証券の文言が基準になり、この基準は証券所持人に對しても、倉庫業者に對しても基準になるけれども、その効力としては、絶対的文言責任を負担させるのではなくして、証券の記載に一応の証拠力を与える推定的効力を認める規定であると商法第六〇二条を解すべきである」(五二頁)と主張する。極めてユニツクな見解である。

**第四章 「倉荷証券の裏書と引渡」** 本章に於ては、裏書の方式及

び効力を述べ、立法論として、準用規定を索引する実務上の不便から、裏書の規定を商法の倉庫営業に関する規定中に掲げたい、としている。

なお、押印だけによる裏書の効力(六四頁以下)に関しては、本書に於ては触れられていないが最近記名株券に関していくつかの判例が出ています。また、倉荷証券の裏書要件としての記名捺印については、商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律(明三三法律一七号)による(五九頁、六三頁)のではなくして、手形法八二条によるとするのが正確であろう(商法五一九条)。

**第五章 「保管料等請求権と倉荷証券の裏書」** 先ず、倉庫営業者が荷主に対して請求する倉庫料金は保管料・荷役料・手数料の三つであり、このうち荷役料は倉庫料金の三〇%前後を占めるにも拘らず、商法は荷役料を明記していない。現在の倉庫営業には荷役が必然的に伴い、倉庫営業と荷役とは「有機的一体」をなしているのであるから、保管料とともに荷役料も明記すべきである、と述べる(八三頁)。

保管料等の債務が裏書によつて証券取得者に承継されるか否かに ついては、肯定・否定種々様々の説があるが、著者は、要因証券の本質から裏書の効果として義務も承継されると説く。即ち、「倉荷証券は、手形と違つて、寄託物の給付を目的とする有価証券であつ

て、証券の背後には必ず具体的な寄託物が存在し、その寄託物には、保管の対価として保管料が附着している。従つて、倉荷証券の取得者は、寄託物返還請求権を取得するとともに、保管料を支払う義務をも承継すると解するのが、物品証券である倉荷証券の本質に合う(二〇二頁)とし、更に保管料をめぐる、証券所持人・寄託者・倉庫営業者の三当事者間の利益調整の面から右の見解を裏付けんとする。

**第六章 「倉荷証券の物権的効力」** 本章で注目すべきは、証券の要因性として原因実在説をとる著者が、倉庫営業者が寄託物の引渡しを受けたことを、証券の有効性の問題としてのほかに、物権的効力の発生要件として挙げている点である(二〇八頁)。

物権的効力の法律上の性質として、著者は「証券債務と証券表示貨物との物的関連が絶対的要件であることを考えるならば」代表説が最も妥当である、とする(一一二頁)。

**第七章 「倉荷証券による寄託物の売買」** 著者は売買契約に於ける所有権移転については、物権行為の独自性を認める立場に立ち、そして、「倉荷証券による寄託物の売買については、原則として、倉荷証券の引渡しが所有権の移転の時期になると同時に、第三者への對抗要件の具備となる」とするのが実際に適している」としている(一二三頁)。

取引所は苦情を受けつけない。」(二二七頁)

取引所は苦情を受けつけない。」(二二七頁)

「倉荷証券による寄託物の質入」 著者は、倉荷証券の質入については、動産質入説をとり、商法六二八条の「倉荷証券ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ」という規定は、「倉荷証券ヲ以テ寄託物ヲ質入シタル場合ニ於テ」と見るべきであるとする(一三四頁)。

### 第九章 「質入倉荷証券貨物の一部出庫——証券貨物内出契約」

紹介と批評

倉庫取引の実務上、銀行と倉庫業者が契約を結び、倉荷証券を提出せず寄託貨物内出申込書(または内渡請求書)によつて寄託物の一部出庫を請求できる制度がある。これが証券貨物内出契約であつて、単券制の欠点を補う便法の一である。

本章に於て著者は此の制度の歴史的・実際の意義を述べ、更に此の契約の有効性を論証しようとする。問題は商法五一七条・同六二〇条との関係であるが、私にはなお納得出来ない点があつた。例えば、「申込書を証券の代用と見」ることによつて、商法五一七条と本契約が抵触しないとするのであるが(一七七頁)、申込書を証券の代用と見ることがそもそも可能であるかが問題である。また、申込書所持人への返還が「正当な権利者に寄託物を返還する手続きであるから」商法六二〇条に違反しないとしているが(一七六頁)、呈示証券にあつては、義務者にとつて、証券呈示の結果正当な権利者が定まる筈である。

いずれにしろ証券上の権利が証券によらずして消滅することは、倉荷証券の処分証券性(商法六〇四条、同五七三条)にも抵触する問題であつて、この制度の適法性については未だ問題が残つてると云えそうである。

### 第十章 「行政官庁による倉荷証券発行貨物の処分」 行政官庁の

処分のうち、寄託物の所有者を問わずにされる処分(例えば関税法に



基づく処分は有効であるが、特定所有者の物としての寄託物の処分(例えば国税徴収法に基づく処分)については、倉荷証券は本来輾転流通するものであるから、倉庫営業者は引渡を拒否しなければならぬとする(一八〇頁以下)。

第十一章 「倉荷証券発行貨物の仮差押・仮処分」 「仮差押決定は債務者と証券所持人とが同一人の場合だけ有効であつて、他人の倉荷証券の場合は無効である」から、「債務者以外の善意の倉荷証券所持人から寄託物の引渡しを求められた場合には、倉荷証券と引換えに寄託物を引渡すべきであると説く(一九〇頁)。

以下、紙数も尽きてしまつたので、各章の項目だけを掲げるに止めざるを得ないが、それぞれの問題に対して、著者の実証的研究に基づき独自の秀れた見解・主張が統括されている。

第十二章 「倉庫営業者の損害賠償責任」

第十三章 「倉庫営業者の留置権」

第十四章 「倉庫営業者の競売権」

第十五章 「倉庫営業者による長期未引取貨物の処分」

第十六章 「倉荷証券貨物の返還と名義書換」

第十七章 「公示催告手続による倉荷証券の無効」

第十八章 「禁流通倉荷証券」

第十九章 「保管証書」

第二十章 「寄託者発行の荷渡指図書」

附録一 参考書

同 二 倉荷証券・保税倉荷証券・禁流通倉荷証券・保管証書の各見

本

同 三 倉庫寄託約款

同 四 倉荷証券統計

(法律文化社刊 A5版四一六頁 定価一五〇〇円)

(倉沢廉一郎)